

承認免税手続事業者承認申請書添付書類自己チェック表

申請者の 納税地			
申請者の 氏名又は名称			
特定商業施設 の所在地		担当者氏名	
特定商業施設 の名称		連絡先 (電話番号)	

添付書類の確認（確認欄にチェックしてください。）		確認
1	設置しようとする免税手続カウンターの見取図	☐
2	免税手続カウンターを設置しようとする特定商業施設の見取図	☐
3	免税販売手続に関する事務手続の概要を明らかにした書類（免税販売手続マニュアルなど）	☐
4	特定商業施設に該当することを証する書類 ☐ 商店街振興組合法第2条第1項に規定する商店街振興組合の定款の写し ☐ 中小企業等協同組合法第3条第1号に規定する事業協同組合の定款の写し ☐ 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗に該当することを証する書類 ☐ 建物の登記事項証明書（登記簿謄本）の写し	☐
5	特定商業施設が消費税法施行令第18条の2第6項の規定の適用を受けるものであることを証する書類 (例)・隣接又は近接している商店街が連携して行っているイベント等がある場合は、イベント等の共同事業を記載した事業報告書の該当部分の写しその他活動概要が分かるイベントのちらしなど ・連携したイベント等を行った実績がない場合には、隣接又は近接している商店街が連携して免税手続カウンターを利用する理由等が記載された書類など	☐
6	その他参考となるべき書類 ☐ 申請者の事業内容が確認できる資料（会社案内やホームページ掲載情報など） ☐ 免税販売手続を行う人員の配置状況が確認できる資料（免税手続カウンターの見取図に人員の配置状況を付記したものなど） ☐ 免税手続カウンターにおいて使用する購入者への必要事項の説明のための案内等	☐ ☐ ☐

〔特定商業施設の区分を大規模小売店舗から商店街の地区等に変更する場合には、上記1～6の書類に加えて、次の書類の添付が必要です。〕

7	大規模小売店舗内で現に免税販売手続を代理している手続委託型輸出品販売場ごとの次の書類 ☐ 手続委託型輸出品販売場を運営する事業者の氏名又は名称及び納税地並びに当該販売場の名称及び所在地を記載した書類 ☐ 新たに商店街の地区等を特定商業施設とする免税手続カウンターにおいて、引き続き、申請者が免税販売手続を代理することについて、手続委託型輸出品販売場を運営する事業者が同意すること又は同意しないことが確認できる書類 ☐ 大規模小売店舗の設置者が商店街振興組合又は事業協同組合の組合員であることが確認できる書類（組合員名簿など）	☐ ☐ ☐
(注) 特定商業施設の区分を大規模小売店舗から商店街の地区等に変更する場合は、上記2の添付書類として、商店街の見取図とともに、免税手続カウンターが所在する大規模小売店舗の見取図も併せて添付して下さい。		

特定商業施設内における免税販売手続の状況の確認（確認欄にチェックしてください。）	確認
申請に係る特定商業施設内に免税手続カウンターを設置することにつき既に承認を受けた事業者（承認免税手続事業者）はいない。	☐

《承認免税手続事業者の承認要件》

- ① 消費税の課税事業者であること。
 - ② 特定商業施設内に免税手続カウンターを設置すること。
 - ③ 現に国税の滞納（その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限ります。）がないこと。
 - ④ 免税手続カウンターに免税販売手続に必要な人員を配置すること。
 - ⑤ 輸出品販売場の許可を取り消され、又は承認免税手続事業者若しくは承認送信事業者の承認を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者でないことその他免税手続カウンターを設置する承認免税手続事業者として特に不適当と認められる事情がないこと。
- ※ Visit Japan Web を利用した免税販売手続への対応は事業者の任意であることから承認要件とはされておらず、Visit Japan Web の利用に係る届出書等の提出もありません。